綾瀬市企業の立地促進等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

パブリックコメント資料

1　条例改正の骨子（改正点）及び概要

(1) 企業立地奨励金の改正については、次の表のとおりです。（第４条第１項第１号及び第１０条第２項関係）

	改正前	改正後
対象	①市外企業の新規立地 ②市内企業の事業拡大	①市外企業の新規立地 ②市内企業の事業拡大
奨励金額	①投下資本額の 15% ②投下資本額の 10%	①②新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税及び都市計画税の算定額の 5 年分
限度額	3,000 万円（一括交付・5 年間の分割交付も可能）	1 億円（5 年間の分割交付・年限度額 2,000 万円）

(2) 固定資産税等の税制優遇措置の対象である土地、家屋、償却資産のうち土地を除きます。（第４条第３項関係）

(3) 適用制限の改正については、次の表のとおりです。（第４条第４項関係）

	改正前	改正後
適用制限	１つの企業に係る立地につきそれぞれ１回限り	奨励金の分割交付が完了している場合に限り再度の適用可能

(4) 施行期限の改正については、次の表のとおりです。（附則関係）

	改正前	改正後
施行期限	令和６年４月１日から 令和９年３月３１日まで （３年間）	期限なし（ただし、３年を超えない期間ごとに運用状況を確認し、必要に応じた措置を講ずる）

2　条例改正の理由

(1) 周辺市の状況を鑑みて限度額を引き上げるとともに、決まった期間で確実に税収入により支出を回収できる仕組みを取り入れた改正を行うものです。

(2) 固定資産税等の税収入増加に寄与せず、現状土地を除いた計画がほとんどである実態に合わせて改正を行うものです。

(3) 産業用地が限られた中で、市内企業の流出を防ぐとともに、市内企業の再投資により産業の活性化を図るために改正を行うものです。

(4) 時限を無くし恒久的な支援とすることで、企業の投資を後押しし続け、将来にわたる持続的な本市経済の発展に寄与するとともに、時代に合わせた奨励内容に見直すために改正を行うものです。

3　施行日

令和９年４月１日